

岡山大学工学部放射線障害予防規程

〔平成16年4月1日〕
岡大工規程第4号

改正 平成18年 5月24日岡大工規程第2号
平成18年11月23日岡大工規程第3号
平成22年 9月29日岡大工規程第1号
平成23年 3月30日岡大工規程第3号
平成26年 4月 2日岡大工規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、岡山大学工学部（以下「工学部」という。）における放射性同位元素の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もって工学部内外の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線施設 密封されていない放射性同位元素を取り扱う化学生命系学科R I 実験施設及び密封された放射性同位元素を取り扱う化学生命系学科放射線実験室
- 二 放射線業務従事者 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第10条又は第11条の許可を受けた者
- 三 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長
- 四 健康管理主任者 放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため岡山大学長（以下「学長」という。）が命ずる者
- 五 一時立入者 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者で、岡山大学工学部長（以下「工学部長」という。）の許可を受けた者

（組織）

第3条 工学部における放射性同位元素の取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表第1のとおりとする。

（放射線障害防止委員会）

第4条 放射線施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を審議するため、岡山大学工学部放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織、運営等については、別に定める。

（放射線施設の管理等）

第5条 工学部長は、放射線施設における放射線障害の防止に努めなければならない。

- 2 工学部長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。
- 3 工学部長は、第1項に定めるもののほか、所属職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。

（施設長）

第6条 放射線施設に施設長を置き，工学部長が命ずる。

2 施設長は，工学部長を補佐し，放射線施設に関する事項を処理する。

3 施設長の任期は，2年とし，再任を妨げない。

(取扱主任者等)

第7条 放射線施設に取扱主任者を置く。

2 取扱主任者は，放射線施設における放射線障害の発生の防止に関し，次の各号に掲げる事項について指導監督を行うほか，工学部長への意見の具申を行う。

一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。

二 施設の改廃に係る計画作成に関すること。

三 法令に基づく申請，届出，報告書等の作成及び審査に関すること。

四 放射線施設における立入検査等の立会いに関すること。

五 事故等の原因調査に関すること。

六 施設，設備，使用状況等の調査及び点検に関すること。

七 帳簿，書類等の保管及び監査に関すること。

八 利用者への指示に関すること。

九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関すること。

3 工学部長が必要があると認めるときは，取扱主任者を補佐させ，取扱主任者が出張，疾病その他の事故により，その職務を行うことができないとき，その期間中その職務を代行させるため，放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。

4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張，疾病その他の事故により，その職務を行うことができないとき，その期間中その職務を代行させるため，取扱主任者の代理者を置く。

5 取扱主任者，取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は，取扱主任者となる資格を有する者のうちから選任する。

6 工学部長は，取扱主任者及び取扱副主任者に対して，次の各号に掲げる者の区分に応じ，当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う取扱主任者の資質の向上を図るための定期講習を受けさせなければならない。

一 取扱主任者及び取扱副主任者であって取扱主任者又は取扱副主任者に選任された後定期講習を受けていない者（取扱主任者又は取扱副主任者に選任される前一年以内に定期講習を受けた者を除く。）取扱主任者又は取扱副主任者に選任された日から1年以内

二 取扱主任者及び取扱副主任者（前号に掲げる者を除く。）前回の定期講習を受けた日から3年以内

(安全管理責任者)

第8条 工学部長は，放射線管理業務を行うため，安全管理責任者を置く。

2 安全管理責任者は，放射性同位元素の安全な取扱いについての十分な知識及び経験を有する者のうちから，工学部長が命ずる。

3 安全管理責任者は，取扱主任者又はその代理者の指導監督のもとに，施設長の指示を受け，次に掲げる業務を行う。

一 管理区域に立ち入る者の放射線被ばく及び放射性汚染の管理

二 放射線施設及び管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定

三 放射線測定器の保守管理

四 放射性同位元素の受入れ，払出し，使用，保管，運搬及び廃棄に関する管理

- 五 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- 六 放射線業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案並びにその実施
- 七 放射性廃棄物の保管及びその処理に関する業務
- 八 前各号に関する記帳及び記録の管理並びにその保管

(登録)

第9条 工学部に所属する者が取扱等業務に従事しようとする場合は、工学部長に登録の申請をし、登録されなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、第26条に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 工学部長は、前項の健康診断を受け、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。
- 4 登録の有効期間は、工学部に所属する間とする。
- 5 工学部長は、登録した者の氏名等を取扱主任者に通知するものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、工学部長は、登録した者が他部局で取扱等業務に従事しようとする場合は、その氏名等を当該部局の長に通知するものとする。
- 7 工学部長は、登録した者に異動があった場合は、取扱主任者に通知するとともに、その者が他部局で取扱等業務に従事している場合は当該部局の長にも通知するものとする

(許可)

第10条 前条の登録を受けた者が、工学部において取扱等業務に従事しようとする場合は、工学部長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 工学部長は、第25条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者が放射線業務従事者として認定した者について、取扱等業務に従事することを許可する。
- 3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。

(他部局に所属する者)

第11条 他部局に所属する者が工学部において取扱等業務に従事しようとする場合は、所属部局において第26条に定める健康診断を受け、健康管理主任者の了承を得た上で、所属部局長を経由して工学部長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可に準用する。
- 3 工学部長は、許可した者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。

(放射線施設の維持及び管理)

第12条 工学部長は、放射線施設の適正な維持及び管理を図るため、施設及び設備ごとに点検担当者を定め、別表第2に定めるところにより、6月に1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。

- 2 点検担当者は、安全管理責任者及びその他学部長が必要と認めた者とする。
- 3 点検担当者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、取扱主任者に連絡するとともに、工学部長に報告しなければならない。
- 4 工学部長は、前項の報告を受けたときは、その異常に対し、適切な措置を講じなければならない。

(管理区域)

第13条 工学部長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。

- 2 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 定められた出入口から出入りすること。
 - 二 管理区域に立ち入る時は、所定の用紙に必要事項を記入すること。

- 三 放射線測定器を指定された位置に着用すること。
 - 四 飲食、喫煙等放射性同位元素を体内に取り込むおそれのある行為をしないこと。
 - 五 放射線業務従事者は、取扱主任者又は安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、放射線施設の安全を確保するための指示に従うこと。
 - 六 一時立入者は、取扱主任者、安全管理責任者又は放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、放射線施設の安全を確保するための指示に従うこと。
- 3 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域外へ出ないこと。
 - 二 放射性同位元素を体内に摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに取扱主任者等に連絡し、その指示に従うこと。
 - 三 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、直ちに汚染の除去のための措置を講ずること。汚染除去が困難な場合には、安全管理責任者等に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 施設長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。
- 5 管理区域には、放射線業務従事者及び一時立入者以外は立ち入ることができない。
(放射性同位元素の使用)

- 第14条 放射性同位元素の使用をする者は、取扱主任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素の放出の防止に努めなければならない。
- 一 所定の放射線施設外において放射性同位元素（法令に定める下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を含む。）の使用しないこと。
 - 二 経験の少ない者は、経験者とともに作業すること。
 - 三 放射線施設は、常に整理し、不必要な機器等を持ち込まないこと。
 - 四 使用設備、機器等が正常な状態であることを確認すること。
 - 五 放射線防護用測定機器は、較正されたものを用いること。
 - 六 線量当量率の測定及び汚染の検査を行うこと。
 - 七 放射線測定器を着用する等、被ばく管理を適切に行うこと。
 - 八 使用記録等の所定の記録を確実にを行うこと。
- (密封されていない放射性同位元素の使用)

- 第15条 密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 使用しようとする放射性同位元素について十分な知識をもつとともに、使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法を採用すること。
 - 二 放射性同位元素の取扱いに際しては、しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行い、人体への被ばくの防止に努めるとともに、汚染が生じないように心がけること。
 - 三 放射性同位元素により人体若しくは施設等に汚染が生じ、又は生じたおそれがあるときは、直ちに取扱主任者等に報告し、その指示を受けること。
 - 四 放射性同位元素の使用は、R I 実験室、P 2 実験室及び暗室において行い、承認さ

れた使用数量を超えないこと。

- 五 作業室においては、飲食及び喫煙を行わないこと。
- 六 作業室においては、作業着等を着用するものとし、これらを着用したまま施設外へ出ないこと。
- 七 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- 八 R I 実験室等の窓及び扉は、みだりに開放しないこと。
- 九 実験中は、吸収材、受皿等を使用し、汚染防止に努めること。
- 十 放射線による被ばく時間をできるだけ少なくすること。
- 十一 放射性同位元素が口、切傷等から体内に入らないよう留意し、防護手袋等を使用すること。
- 十二 実験中は、サーベイメータ等により適宜汚染の有無を検査すること。
- 十三 放射性同位元素の使用中にその場所を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- 十四 放射性同位元素の施設内での運搬、移動に際しては、受皿等に入れ、汚染が生じないよう措置すること。
- 十五 実験が終了したときは、使用器具及び物品を整理し、作業台、器具等の汚染の有無を検査すること。
- 十六 管理区域から退出する者は、身体及び衣服等の汚染の状態を検査し、汚染があった場合は、汚染の除去等必要な措置をとること。
- 十七 管理区域内で使用した器具、物品等を外部に持ち出すときは、サーベイメータ又はスミア法等により汚染のないことを確認するとともに、表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに施設から持ち出さないこと。
(密封された放射性同位元素の使用)

第16条 密封された放射性同位元素の使用をする場合は、第14条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 密封線源は、放射線実験室の定められた場所で、開封、破壊のおそれのない条件で使用し、所定の使用簿に必要事項を記入するとともに、表面汚染の有無を定期的に検査すること。
- 二 密封線源の管理を適切に行い、紛失のおそれのないようにすること。
- 三 使用中は、使用場所の近くに使用中であることを標示すること。
- 四 使用にあたっては、しゃへい、距離、時間の三原則により、常に安全確保に努めること。
- 五 密封線源を移動させて使用したときは、使用後直ちに、漏えい等異常の有無を点検すること。
- 六 使用後は、速やかに所定の貯蔵箱に保管すること。

(施設使用の申込)

第17条 放射線施設の使用をする者は、研究課題又は教育課程ごとに責任者（以下「使用責任者」という。）を定め、所定の使用申込書を施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、前項の使用申込書の提出があったときは、取扱主任者の意見を聞いた上で申込書を受理するものとする。

(使用責任者)

第18条 使用責任者は、工学部の職員で、放射性同位元素の安全な取扱いについての知識及び技術を有する者でなければならない。

(使用責任者の責務)

第19条 使用責任者は、実施計画に際し安全を十分考慮して、使用する核種、数量及び使用方法並びに廃棄の方法を決定しなければならない。

2 使用責任者は、安全管理責任者と協力して、放射線業務従事者が実験操作について習熟するまで、実験に立ち会わなければならない。

3 使用責任者は、放射線業務従事者に適切な廃棄物容器の準備及び分別廃棄を指導しなければならない。

4 使用責任者は、実験が終了したときは、使用終了報告書を施設長に提出しなければならない。

(保管)

第20条 放射性同位元素の保管については、取扱主任者又は安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 放射性同位元素は、核種ごとに定められたガラス、ポリエチレン又は鉛の容器に入れ、所定の貯蔵箱に貯蔵すること。

二 貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

三 貯蔵箱は、放射性同位元素の保管中に、移動しないこと。

四 密封されていない放射性同位元素を貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿等を使用すること。

五 容器の表面には、核種、数量、年月日、氏名等を記入した標識を付すこと。

六 放射性同位元素の使用が終了したときは、所定の貯蔵箱に保管すること。

七 放射性同位元素を貯蔵箱に収納し、又は貯蔵箱から持ち出すときは、保管記録簿に必要事項を記入すること。

2 施設長は、保管に関し放射線障害の防止に必要な注意事項を貯蔵箱付近の目につきやすい場所に、掲示しなければならない。

(運搬)

第21条 放射線施設内において放射性同位元素を運搬しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 他の危険物と混載しないこと。

二 受皿に入れる等汚染の生じないような措置を講ずること。

2 放射線施設外において放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬しようとする場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

3 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(廃棄)

第22条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は、取扱主任者又は安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 廃棄は、その物理的、化学的性状等による区分により、適切な廃棄前の処理をして保管廃棄、排水設備による廃棄、排気設備による廃棄をすること。

二 固体状の放射性廃棄物は不燃性及び可燃性に区分し、それぞれ所定の廃棄物容器に封入して、容器にその内容を明示し、かつ、汚染の広がりを防止する処置をして、廃棄物保管庫に保管し、廃棄に当たっては、廃棄業者にその処理を委託すること。

三 液状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、固体状の放射性廃棄物と同

様の保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を法定濃度限度以下とし排水すること。

四 気体状の放射性廃棄物は、排気設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を法定濃度限度以下とし、排気すること。

2 前項に定める放射性同位元素の濃度の測定は、廃棄の都度行い、廃棄記録簿に必要事項を記入しなければならない。

3 施設長は、廃棄に関し放射線障害の防止に必要な注意事項を廃棄物保管庫付近の目につきやすい場所に、掲示しなければならない。

(測定)

第23条 工学部長は、測定者を指名し、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を行わなければならない。

2 前項の測定は、第12条に定める点検担当者が、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、密封された放射性同位元素のみを取り扱う場合にあつては、第1項の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回及び線源の移動の都度行うものとする。

4 工学部長は、第1項の測定の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

第24条 工学部長は、工学部の管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

一 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。

二 測定は胸部（女子（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。以下同じ。）にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

三 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は当該部分についても行うこと。

四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位について70マイクロメートル線量当量について行うこと。

五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

六 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

七 次の項目について測定の結果を記録すること。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定をした者の氏名

ウ 放射線測定器の種類及び型式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

八 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

九 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

ア 算定年月日

イ 対象者の氏名

ウ 算定した者の氏名

エ 算定対象期間

オ 実効線量

カ 等価線量及び組織名

十 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。

十一 第9号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、次号に定める期間の累積実効線量（第9号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を集計し、次の項目について記録すること。

ア 集計年月日

イ 対象者の氏名

ウ 集計した者の氏名

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

十二 前号の集計は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間のうち、4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えることとなった1年間を含む期間について、当該1年間以降、毎年度行い記録すること。

2 工学部長は、前項第7号から第12号までの測定の結果を記録し、取扱主任者の検認を受けた上、所属部局長に報告しなければならない。

3 工学部長は、工学部に所属する者について、前項の記録の写しを本人に記録の都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。

4 所属部局長は、第2項の報告を受けたときは、記録の写しを本人にその都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。

5 工学部長は、工学部に所属する者が他部局の管理区域に立ち入る場合において、当該部局長から個人被ばく線量の測定結果の通知があったときは、記録の写しを本人にその都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。

（教育訓練）

第25条 工学部長は、工学部において取扱等業務に従事する者に対して、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を実施しなければならない。

項 目	時 間 数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素の安全取扱い	4時間以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上
放射線障害予防規程等	30分以上

- 2 取扱等業務に従事する者は、前項に定める教育及び訓練を、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前及び管理区域に立ち入った後又は取扱等業務を開始した後には、1年を超えない期間ごとに受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると工学部長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
- 4 工学部長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。

(健康診断)

第26条 工学部長は、工学部に所属する放射線業務従事者等に対し、次に定める健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。

- 2 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
- 3 問診は、次の事項について行う。
 - 一 放射線(1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次号において同じ。)の被ばく歴の有無
 - 二 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
- 4 検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。
 - 一 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - 二 皮膚
 - 三 眼
- 5 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。
 - 一 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - 二 管理区域に立ち入った後には、その業務に従事した後6月を超えない期間ごと。
 - 三 前号の規定にかかわらず、次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
 - ア 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - イ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
 - ウ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

エ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

6 前項第1号の規定に基づく健康診断にあつては、使用する線源の種類等に応じて第4項第3号に掲げる検査又は検診の項目を省略することができる。

7 第5項第2号の規定に基づく健康診断にあつては、前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない職員にあつては医師が必要と認めるときに限り第4項各号に掲げる検査又は検診の項目の全部又は一部を行うものとし、それ以外の職員にあつては医師が必要でないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

8 工学部長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 健康診断を実施した医師名
- 四 健康診断の結果
- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

9 工学部長は、健康診断の結果を健康診断の都度、その記録の写しを本人に交付するとともに永久に保存しなければならない。

10 他部局に所属する放射線業務従事者等に対する健康診断は、前6項に定める基準に従い、当該放射線業務従事者等の所属部局長が行うものとする。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第27条 取扱主任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちに工学部長に通知するものとする。

2 工学部長は、前項の通知を受けたときは、取扱主任者又は健康管理主任者の指示に基づき、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じなければならない。

(記帳)

第28条 工学部長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載し、取扱主任者の検認を受けなければならない。

- 一 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- 二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- 三 使用（詰替えを除く。以下この項において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
- 四 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- 五 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- 六 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
- 七 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- 八 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- 九 工学部の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- 十 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- 十一 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- 十二 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

十三 放射線施設の点検の実施年月日，点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

十四 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日，項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

2 帳簿は，毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し，閉鎖後5年間保存しなければならない。

(盗難等の予防措置)

第29条 工学部長は，放射性同位元素の盗難及び所在不明等の防止のために，放射線施設における管理体制の整備，充実を図り，必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- 一 照明装置の設置又は活用
- 二 警報装置の設置又は活用
- 三 退庁時の保管状況の確認
- 四 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化
- 五 その他盗難予防上必要な措置

2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は，直ちに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた者は，直ちに状況の把握に努めるとともに工学部長，関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

4 工学部長及び取扱主任者は，応急の措置を講じなければならない。

5 工学部長は，盗難及び所在不明等の事態が生じたときは，直ちに学長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第30条 地震，火災等の災害が起こった場合には，放射線業務従事者等は，工学部長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い，関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

2 点検担当者は，第12条の規定に定める自主点検を臨時に行い，その結果を取扱主任者，取扱副主任者又は関係者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた者は，直ちに工学部長に報告しなければならない。

4 工学部長は，第2項に定める点検の結果を直ちに学長に報告し，学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に，その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第31条 前条に定めるもののほか，放射線障害が発生し，又は発生するおそれのある事態を発見した者は，直ちに避難警告等応急の措置を講じ，災害の拡大の防止に努めるとともに取扱主任者，取扱副主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は，直ちに災害の防止に努めるとともに工学部長，関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 工学部長及び取扱主任者は，応急の措置を講じなければならない。

4 工学部長は，第1項に定める事態が生じたときは，直ちに学長に報告し，学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に，その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第32条 工学部長は，次の各号に掲げる場合は，その旨を直ちに，その状況及びそれに

対する措置を10日以内に、学長を経由して原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき又は事業所境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき又は事業所境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設営された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- 六 工学部の人が常時立ち入る場所の線量並びに事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 七 放射性同位元素等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては、0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

（定期報告）

第33条 工学部長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第39条第3項の規定に基づく報告書を毎年6月30日までに、学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

（法等に違反した者の措置）

第34条 取扱主任者は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、工学部長に報告するものとする。

2 工学部長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諮り、第10条又は第11条に定める許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

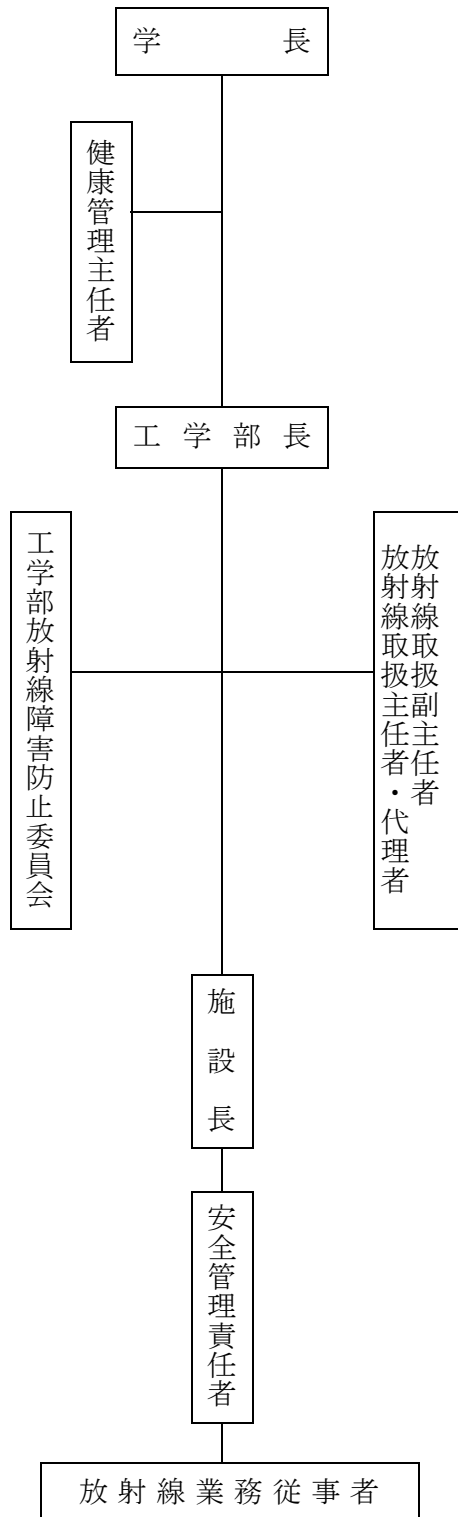
附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)



別表第2（第12条関係）

自主点検表（密封されていない放射性同位元素）

区 分	点 検 項 目	頻 度
施設 の 位置 等	地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	6月に1回
事業所境界	線 量	同 上
主要構造部等	構造及び材料	同 上
し ゃ へ い	構造及び材料 しゃへい物の状況 線 量	同 上
管 理 区 域	区画及び閉鎖設備 床，壁等の構造，表面仕上げ 線 量 標 識	同 上
作 業 室	床，壁等の構造，表面仕上げ 室内の空気の流れ 標 識	同 上
汚 染 検 査 室	設置位置等 床，壁等の構造，表面仕上げ 洗浄設備 更衣設備 除染器材 放射線測定器 標 識	同 上
貯蔵箱，貯蔵容器	設置位置等 構造及び材料 しゃへい物の状況 線 量 放射性同位元素保管量 閉鎖設備 標 識	同 上
排 気 設 備	設置位置等 排気浄化装置 排風機 排気ダクト，排気口 汚染空気の拡散防止装置 標 識	同 上
排 水 設 備	設置位置等 床，壁等の構造，表面仕上げ 排水浄化装置 配水管 標 識	同 上
保 管 排 気 設 備	設置位置等 床，壁等の構造 閉鎖設備 保管廃棄容器 保管の状況 安全装置 標 識	同 上

自主点検表（密封された放射性同位元素）

区 分	点 検 項 目	頻 度
施 設 の 位 置 等	地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	6月に1回
事 業 所 境 界	線 量	同 上
主 要 構 造 部 等	構造及び材料	同 上
し ゃ へ い	構造及び材料 しゃへい物の状況 線 量	同 上
管 理 区 域	区画及び閉鎖設備 床、壁等の構造、表面仕上げ 線 量 標 識	同 上
貯蔵箱，貯蔵容器	設置位置等 構造及び材料 しゃへい物の状況 線 量 放射性同位元素保管量 閉鎖設備 標 識	同 上